

佐久大学大学院学位規程

(目的)

第1条 この規程は、佐久大学大学院(以下「本学大学院」という)学則第40～42条に基づき、本学大学院において授与する学位論文審査、最終試験、その他学位に関し必要な事項を定める。

(学位論文の提出)

第2条 学位論文は、別に定める方法により、研究科長に提出しなければならない。

2 受理した学位論文は、返還しない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第3条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会の指名する主査1名、副査2名がこれを行う。

2 学位論文の審査及び最終試験に当たって必要があるときは、研究科委員会の承認を得た上で、他の大学の大学院の教員等の協力を得ることができる。

3 主査は、審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第4条 研究科委員会は、審査結果の報告に基づいて課程修了の可否を議決する。

2 前項の議決をするには、出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

第5条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第6条 学長は、前条の報告に基づき、課程修了を決定し、合格した者に修士の学位を授与する。

(学位の名称)

第7条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に(佐久大学)を附記するものとする。

2 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(学位授与の取消)

第8条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付させることがある。

2 研究科委員会において、前項の議決をするには、出席した委員の4分の3以上の賛成を必要とする。

(学位記の再交付)

第9条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

(細則)

第10条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表 学位記の様式(第7条第2項関係)

省略